

禁煙外来について

当院では禁煙外来を行っています。

一定の条件を満たす方については、保険診療で、

それ以外の方についても自由診療で禁煙治療が受診できます。

保険診療の条件について

1. ニコチン依存症と診断されること
2. 35歳以上の方は1日の喫煙本数と喫煙年数を乗じた数が200以上であること
3. 文書により禁煙治療を受けることを同意すること
4. 12週間にわたり計5回の診察を受けること
5. 入院していないこと

★当院は敷地内禁煙です。ご理解ご協力お願いします。

★料金は、保険適用の可否、診療内容で変わります。

★詳細については窓口までお問合せください。

三重県立こころの医療センター